

広報
なま



2001 No.571



おめでとう 新成人達



第十九回 離島振興法について

町づくり報告

直島町長 濱 田 孝 夫

（成人式・消防団出初式）

去る一月六日、ことしの直島町成人式を行いました。

ことしの該当者は、男性二十八名、女性二十二名の計五十名で、成人を迎えられた皆様、ご家族の皆様にご心からお慶び申し上げます。

高松や高知をはじめ全国各地の成人式でいろいろ不祥事があり、現在、大きな社会・教育問題として論議がなされています。

成人となれば一番大切な家族・社会の一員であること、権利とともに責任・義務が生じ、ルールを守ると言う事をしっかりと自覚しなければならぬ日に、一部とは申せ今回の出来事は誠に残念に思います。

この事を機会に、若い人たちも一緒に成人式について、もう一度考えてみる必要があるのではないだろうか。

でも、ご安心ください。直島の成人式は、礼儀正しく、話も真剣に聞いていただき、明るく活き活きと頼もしく感じました。

どうか自分に合った目的をしっかりと持って、大きく羽ばたくよう期待をいたしています。

また、一月十四日には、恒例の消防団出初式を挙行いたしました。

この日は、ことし一番の寒波と強風にもひるむことなく、消防団・婦人防火クラブ・少年消防クラブによる整然とした行進、日頃の訓練の成果を存分に発揮された操法、放水等に接し、心強く感じますとともに、日常のご苦労に対しまして心から感謝とお礼を申し上げます。

団員の減少で厳しい状況のなかですが、ことしも安全で快適な町民生活を守るために、よろしく願っています。

それでは昨年、新聞・テレビ等で、皆様も一度は耳にされたことがあると思われ、離島振興法について、今回の町づくり報告をさせていただきます。

（離島振興法の目的）

この法律の目的は、その第一条で「国土の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、本土より隔絶せる特殊事情によりくる後進性を除去するための基礎条件の改善および産業振興に関する対策を樹立し、これに基づき事業を迅速かつ強力に実施するなど、離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、その経済力の培養、島民の生活の安定および福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与する」とされて、簡単に言えば「離島は本土に比べているいる大変だから、国が特別に支援してあげよう」ということでしょうか。

（今までどうして未指定）

昨年の十二月十五日付けで新しく指定を受けた直島本島については、昭和三十六年頃から香川県を通じて国へ指定を働きかけて参りましたが、当時は直島製錬所が全盛の時代で、他の市町村に比べて町の財政力や住民の生活水準が非常に高かったことから、「離島としての後進性」がなく、「産業を振興する」必要も特にないと判断され、

指定から除外されたよつです。

若い人は信じられないかも知れませんが、当時は「直島なら喜んで嫁に行く」という嘘のような本当の話があったと聞いています。

なお、井島・牛ヶ首島・屏風島・喜兵衛島・家島・向島の六島は、昭和三十九年七月七日に離島指定を受けています。

（メリット）

次に、この離島指定を受ければ、どのようなメリットがあるのか、簡単に説明させていただきます。

まず、県が町と協議して定める離島振興計画と、これに基づいて国が定める計画により、離島振興の基本方針と施策のあり方が示され、毎年度作成される事業計画に基づいて、事業が計画的かつ強力に推進されることとなります。具体的には、離島公共事業となる治水、治山、海岸、道路、港湾、漁港、下水道公園等々、国から補助金をもらって行う国庫補助事業の予算が優先的に配分されたり、一部の事業については、通常の補助率より高い率で国の補助金を受けることができたりします。

（宮浦港改修が早くなる）

一例をあげますと、現在工事中の宮浦港の改修事業は、国の補助金を受けて県が行っている事業で、国からの予算配分が少ないことから何十年もかかると言われていましたが、このたびの離島指定で補助率が高くなつて県や町の負担が少なくなるとともに、国からの予算配分が大幅に増額される見込みで、

工事期間が三分の一から四分の一に短縮できるのではないかと思っています。

（企業の誘致等）

また、企業が離島に工場等をつくる場合は、それに対する税金の優遇措置が設けられており、企業の誘致や規模の拡大などがしやすくなります。

このように、いろいろな事業がやりやすくなることで、生活基盤の改善や経済基盤の安定が図られ、直島町の発展に役立つものと期待されています。

なお、一部の方が離島指定を受けると税金が高くなると言われていると聞きましたが、まったく根拠のないことですので、ご安心ください。

（町自らの努力が一番）

離島指定でいろいろメリットがありますが、町が何もせずじっと待っていたのでは、国や県から何もしてもらえませんが、どういつ町づくりをしていくかなど目標をしっかりと持ち、それに向かって積極的に行動を起こしていくことが、まず必要で重要だと思っています。

町としてもいろいろのことを考えていますが、ぜひ皆様のご意見もお聞かせいただきたく存じます。

少し、行政の専門用語がでて、お解りにくい点があったのではと思いますが、お許しください。

いろいろの制約もありますので、直ぐにとは参りませんが、一歩一歩確実に進んでいきますので、これからもよろしくお願ひ申し上げます。

ふれあ通信なおしまだより

2月1日にサービスを開始しました、オフトーク通信はいかがでしょう。
 今までの防災行政無線（有線放送）と違った雰囲気味わっていただきたいと思います。みなさんから、番組へのご意見・ご感想をお寄せください。また、オフトーク通信に関する質問もお寄せください。
 さて、広報なおしまで4チャンネルの音楽番組を毎月紹介していきます。是非、ご利用ください。
 放送時間は、6時30分～24時までとなっています。

下の番組曜日は、午前8時30分に番組が変更します。6時30分～8時30分は、前日の番組が流れます。
 どのチャンネルも、毎月の回線使用料500円（消費税別途）以外の料金はかかりません。

有線放送設備撤去工事各地区予定表

2月第一週	東町・中町・戎加茂町
2月第二週	西町・石場町・納言様・文教区
2月第三週	積浦・宮ノ浦1.2.3.4区

2月第四週	宮ノ浦5.6.7区・大坂・宮社
2月第五週	鷺ノ松・向島・屏風島・ヘキ・オノ神・風戸

工事の状況により日程が前後することがあります。

オフトーク通信工事事務所は、2月13日で閉鎖となります。

オフトーク通信に伴うお問い合わせについては☎0120 - 892 - 206へお電話いただいておりますが、2月13日をもって事務所・電話番号は廃止いたします。
 オフトーク通信のお問い合わせは役場総務課 ☎892 - 2222までお願いします。

2月

F E B R U A R Y

- 13日(火) ポップス系新譜アルバム特集
- 14日(水) 歌謡系アーティスト特集
- 15日(木) 年代別ヒット曲特集(ポップス)
- 16日(金) アーティスト特集1(ジャズ)
- 17日(土) アーティスト特集1(ジャズ)
- 19日(月) 新譜シングルヒットミックス(ロック)
- 20日(火) 季節を演奏するBGM
- 21日(水) 童謡・歌唱・こどものうた等
- 22日(木) アーティスト特集2(ジャズ)
- 23日(金) 話題の新譜アルバム特集(ポップス)
- 24日(土) 話題の新譜アルバム特集(ポップス)
- 26日(月) ハードロック・メタル特集
- 27日(火) 交響曲・管弦楽曲・協奏曲
- 28日(水) 通信カラオケDAMの人気上位曲・新曲特集

3月

M A R C H

- 1日(木) テーマ別特集(サントラ等)
- 2日(金) 通信カラオケDAM演歌チャート上位曲
- 3日(土) 通信カラオケDAM演歌チャート上位曲
- 5日(月) ユーロビート
- 6日(火) TV・邦楽などのサントラ特集
- 7日(水) アイドル・声優アイドル特集
- 8日(木) 年代別ヒット曲特集
- 9日(金) 話題のアーティスト特集(ポップス)



番組は、予告なく変更になる場合がありますがご了承ください。

固定資産課税台帳縦覧期間

平成13年3月1日(木)から
3月21日(水)まで

(ただし、土・日曜日を除く)
場所：直島町役場税務課窓口

申告と納税は正しくお早めに

所得税の確定申告と納税は、3月15日(木)まで、贈与税の申告と納税は、3月15日(木)まで、個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告と納税は、4月2日(月)までとなっています。

期限を過ぎて申告されますと、本税のほかに加算税や延滞税がかかる場合がありますので、お早めに申告と納税を済ませてください。

確定申告が始まります!!

正しい申告は社会のみんなの約束ごと

所得税は、あなた自身が税法に従って、正しく所得税や税額を計算して納税するという申告納税制度を採用しています。昨年1年間の所得金額と税額を正しく計算して、早めに申告と納税を行ってください。

“ 確定申告は自分で書いてお早めに ”

平成12年分の所得税の確定申告と還付申告は、2月16日(金)から3月15日(木)までとなっています。該当する方は、申告書はできるだけご自分で書いて、高松税務署または役場税務課までお早めに提出してください。また、出来上がった申告書は郵送でも提出できます。

【正しい確定申告を】

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、税法に従って自ら自分の所得と税額を正しく計算して申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。昨年1年間の所得と税額を正しく計算し、お早めに申告と納税を行ってください。

確定申告をしなければならないのに期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりしますと、後で不足の税金等を納めなければならないようになります。

【確定申告(還付申告を含む)に必要なもの】

- 1 印鑑、税務署から送付された申告書をお持ちの場合は、その申告書
- 2 源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票
- 3 生命保険や損害保険の支払保険料の証明書
- 5 住宅取得控除を受ける場合は、登記簿謄本、住民票の写し、売買契約書または請負契約書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書など
- 6 雑損控除を受ける場合は、被害を受けた住宅家財の明細書など
- 7 還付金を受ける場合は、金融機関の本人名義の預金口座番号

申告などについてのお問い合わせは高松税務署 ☎ 861 - 4121) 又は役場税務課 ☎ 892 - 2296) へお気軽におたずねください。

【確定申告をしなければならない場合】

次のような人は、確定申告をしなければなりません。

- 1 個人で事業をしている人
- 2 家賃や土地の賃貸などの不動産収入がある人
- 3 土地や建物を売った収入がある人
- 4 年金や内職など、その年中の所得が基礎控除などの所得控除の合計額を超える人
- 5 サラリーマンで、給与の年収が2,000万円を超える人
- 6 年の途中で退職し、その後、就職しないで年末調整をしなかった人
- 7 一カ所から給与を受けている人で、給与以外の所得が20万円を超える人
- 8 二カ所以上から給与を受けている人で、主たる給与の支払者以外から受ける給与の収入金額と給与所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人
(たとえば、アルバイトの収入が年20万円を超えればこれに該当します。)

次のような人は還付申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されることがあります。この還付を受けるための申告書は2月15日(木)以前でも提出することが出来ます。申告書は出来るだけ自分で書いて提出してください。

- 1 一定以上(原則10万円超)の医療費を支払った人
- 2 家を建てたり、買ったり、増改築をした人などで住宅ローンの支払いがある人
- 3 火災、風水害などの被害を受けた人

“ 消費税・地方消費税(個人事業者)の確定申告と納税は正しく期限内に ”

平成12年分の消費税と地方消費税の確定申告は、4月2日(月)が申告・納付の期限となっています。相談される場合、特に所得税の確定申告期限(2月16日~3月15日)になりますと税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくようなことになりかねません。

申告書はできるだけご自分で書いてお早めに提出してください。また、できあがった申告書は郵送でも提出できます。

**消費税は、預かり金的性格を有する税です。
期限内納付をお願いいたします。**

情報BOX

行政相談

日時 2月21日(水)
場所 西部公民館
相談員 片山俊夫
お気軽にお越しください。

今月の納期

固定資産税 第4期分
国民健康保険税 第9期分(2月分)
介護保険料(普通徴収) 第9期分(2月分)
納期限 2月28日

国民年金の保険料は所得額から控除されます

所得税の確定申告の時期が近づいて来ました。

平成12年1月から12月までの間に納めた国民年金の保険料は、所得税の申告をするとき「社会保険料控除」の対象として所得から控除されます。

民間の個人年金は、年間5万円の控除しか受けられませんが、これに対して国民年金は、全額、控除の対象となります。(これには、あなたと生計を同一にしている家族が納めた保険料も含まれます。)

また、納め忘れていた期間の保険料(未納保険料)や免除されていた期間の保険料(追納保険料)についても、平成12年1月から12月までの間に支払ったものであれば控除の対象となります。

なお、申告の際には、領収書が必要となりますので、保険料の領収書は無くさないように大切に保管しておきましょう。(直島町役場で申告をする際には、役場の方で金額が分かりますので領収書は必要ありません。)

平成12年の保険料

4月に1年前前納した場合 (前年度は毎月納付)	4月に1年前前納した場合 (前年度も前納していた)	毎月納付した場合	毎月額	
195,650円 = 39,900円(平成12年1月分から3月分までの毎月納付額)+155,750円(平成12年4月分から平成13年3月分までの前納額)	155,750円 (平成12年4月分から平成13年3月分までの前納額)	159,600円 (平成12年1月分から12月分までの合計額)	13,300円	定額
201,530円 = 41,100円(平成12年1月分から3月分までの毎月納付額)+160,430円(平成12年4月分から平成13年3月分までの前納額)	160,430円 (平成12年4月分から平成13年3月分までの前納額)	164,400円 (平成12年1月分から12月分までの合計額)	13,700円	定額+付加

お問い合わせは ☎892-2223

中部保健所からのお知らせ

中部保健所がホームページを開いています。

アドレスは

<http://www.hw.kagawa-swc.or.jp/h923/>

保健所行事や、管内各町行事の情報を掲載しています。

ぜひ、開いてみてください。お役に立ちますよ!

単独処理浄化槽の新設が4月から原則禁止されます

浄化槽法の改正で、今年4月1日から、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の新設が、原則禁止されます。

<法改正のポイント>

浄化槽を新しく設置する場合、下水道の予定処理区域を除いて、合併処理浄化槽の設置が義務づけられます。既に、単独処理浄化槽を設置している場合は、合併処理浄化槽への変更などに努めなければなりません。

合併処理浄化槽を設置しましょう

し尿も雑排水も処理できる合併処理浄化槽は、下水道と同じ程度の処理能力があります。しかも、短期間に比較的安い金額で設置できます。

浄化槽は維持管理が大切です

浄化槽の機能が十分発揮されるためには、設置後、適正な維持管理が必要です。法定検査をきちんと受け、保守点検や清掃に努めましょう。

詳しくは、☎892-2234 までお問い合わせください。

(生活環境課)

所得税の還付申告書は自分で書いて郵送で

平成12年分の所得税の還付申告は、既に始まっています。確定申告期(2月16日~3月15日)の納期間近になりますと税務署は大変混雑します。申告書は自分で作成し、早めに郵送で提出してください。

なお、申告書用紙は、税務署や市町役場へ備え付けています。

また、還付金を受けられるときは、「預貯金口座への振込」が便利です。

『子どもと家庭の電話相談』をご存じですか?

お子さんに関する悩み、心配ごとの電話相談室です。

例えば、しつけで困っているのですが.....

友達ができにくいのですが.....

学校へ行きたがらないのですが.....

その他、子どものことなら何でもご相談ください。

ひとりで悩まず、話し合いながら一緒に考えましょう。

専任の相談員がお受けします。秘密厳守します。

電話番号 862-4152

受付時間 月曜日~土曜日 9:00~21:00

日曜・祝祭日・年末年始はお休みです。

場所 高松市西宝町2丁目6-32

香川県子ども女性相談センター内



2001.2.10 ~ 3.9

26	月 大安	
27	火 赤口	
28	水 先勝	新春メバル釣り大会(最終日) 固定資産税第4期分・国民健康保険税、介護保険1号保険料 普通徴収 第9期分(2月分)納付期限 (不燃物) 宮ノ浦全地区・宮社・ 鷲ノ松・オノ神
3/1	木 友引	固定資産税課税台帳縦覧開始(～3月21日) ・平成13年春季全国火災予防運動週間(～7日)
2	金 先負	出張納税相談(西部公民館)9:00～16:30 楽しい健康体操普及教室(勤労者体育センター)13:00～14:30
3	土 仏滅	機能訓練教室(福祉センター)13:00～16:30 ・ひな祭り ・耳の日
4	日 大安	
5	月 赤口	
6	火 先勝	
7	水 友引	心配ごと相談(民生会館)9:00～12:00 育児相談(福祉センター)13:00～15:00 (不燃物) 積浦・本村・文教・ 納言様・ヘキ ・消防記念日
8	木 先負	
9	金 仏滅	

行事につきましては、変更する場合がありますのでご了承ください。

直島町役場電話番号(ご用の方は下記の番号にお尋ねください。)

総務課	892-2222	水道課	892-2225	教育委員会	892-2882
税務課	892-2296	建設経済課	892-2224	議会事務局	892-2297
住民課	892-2223	出納室	892-2295	健康福祉課	892-3400
生活環境課	892-2234	企画課	892-2020	(福祉センター)	

ふれあい通信なおしま2月1日サービスを開始しました

～宅内接続装置の音量を合わせてお聞きください～

わがまちのカレンダー

NAOSHIMA CALENDAR 2001. FEBRUARY / MARCH

見やすいところへ貼ってお使いください

ゴミは可燃物・不燃物・空きカン類、ガラスビン、ペットボトルその他
の不燃ゴミにきちんと分別して、決められた日に、決められた袋に
入れてゴミステーションへ出しませう。

2/10	土 赤口		
11	日 先勝		・建国記念の日
12	月 友引		
13	火 先負		
14	水 仏滅	健康相談(民生会館9:30~10:00・西部公民館10:30~11:30・ へき老人ホーム13:15~13:45・福祉センター分館14:00~14:30)	(不燃物) ・聖バレンタインデー 宮ノ浦全地区・宮社・ 鷲ノ松・オノ神
15	木 大安		
16	金 赤口	確定申告受付開始(~3月15日) 楽しい健康体操普及教室(勤労者体育センター)13:00~14:30	
17	土 先勝		
18	日 友引		
19	月 先負		
20	火 仏滅		
21	水 大安	心配ごと相談(西部公民館)9:00~12:00 行政相談(西部公民館)10:00~15:00 献血(生協本店前9:30~12:30・町役場前13:30~16:00)	(不燃物) 積浦・本村・文教・ 納言様・へき・離島地区
22	木 赤口	高松税務署出張納税相談(役場2階大会議室)9:30~17:00 乳幼児検診9:30~10:00・1歳6ヵ月児検診12:30~12:45・2歳児検診12:45~13:00・ 2歳6ヵ月児歯科検診13:00~13:15(福祉センター)	
23	金 友引	高松税務署出張納税相談(役場2階大会議室)9:00~16:30	
24	土 先負		
25	日 仏滅		

【可燃物の日】 毎週月・木曜日(積浦・本村・文教・納言様・オノ神・へき)

毎週火・金曜日(宮ノ浦・宮社・鷲ノ松)

【不燃物の日】 カレンダーに掲載しています。

救急連絡先

全ての曜日の夜間・土日・祝祭日・年末年始

直島町立診療所 ~ふれあい診療所~ (☎ 892-2266)

大人への第二歩

Congratulations!!

1月6日(土)、直島町成人式が直島町総合福祉センターで行われました。当日参加した35名は、新成人としての自覚と責任に決意を新たにしていきました。

今年の成人式は、直島つつじ太鼓・子ども文楽のみなさんも舞台上で祝福していました。茶話会では、恩師の先生たちと昔話に花をさかせ久しぶりに再会する同級生の顔をさがしていました。



久しぶりのお・と・も・だ・ち

今年の成人該当者は、
男性 28 名、女性 22 名、合計 50 名です。



ハイ・チーズ



恩師の先生といっしょに



仲よしグループと恩師の先生



なおしま つつじ太鼓の演奏

CAMERA REPORT

カメラ レポート

平成13年 直島町消防団出初式

平成13年1月14日(日)、直島中学校グラウンドで平成13年直島町消防団出初式が盛大に開催されました。当日は、この冬一番の寒波到来で冷たい一日の中、香川県生活環境部長様、高松北警察署地域官様ほか多数のご来賓をお迎えして行われました。

阪神淡路大震災から6年目を迎える今年、防火・防災意識の高揚を図りたいと思います。

お礼

三菱マテリアル(株)直島製錬所様より清酒をいただきました。紙面を借りてお礼申し上げます。

出初式表彰者

表彰名	分団名	氏名	階級
町長功労章	第2分団	柏原 一司	団員
	第3分団	国宗 智廣	団員
	第6分団	石田 竹勇	団員
団長精勤章	第2分団	西田 勝	団員
	第3分団	能祖 雄二	団員
	第3分団	上谷 卓一	団員
	第6分団	本田 諭	団員
	第6分団	山田 貴博	団員
団長勤続章 (10年)	第3分団	大谷 秀明	団員
	第3分団	秋友 孝一	団員
	第3分団	大谷 政人	団員
	第6分団	竹野 浩二	団員
	第6分団	三宅 正樹	団員



ホース延長 優勝 第1分団 準優勝 第6分団
撤収競技の結果

さぬきこどもものが やってくる

1月27日(土)、直島町幼児学園にさぬきこどもものが国から移動児童館がやって来ました。当日は、ミュージックパネルシアター(手あそびや歌あそび、クイズ、手品などを含むパネルシアター)やボール紙・輪ゴムを使ってびっくりカエルなどを作って楽しみました。また、お母さんの子育ての相談コーナーも開催されました。



直島小学校県下第1位

香川県教育委員長表彰香川県健康推進学校の(小規模校)小学校の部に直島小学校が第1位に輝いた。表彰理由は左上のとおり。

校区内の幼・小・中学校関係者や学校医、町教委、保健婦などの参加による地域学校保健委員会を開催し、健康問題に地域をあげて取り組んでいる。そこでの話し合いをもとに年間を通して、う歯予防や食に関する指導に積極的に取り組み成果をあげている。また、広い運動場や学校の裏庭にあるアスレチック施設を利用した活動や校内水泳大会、縄とび大会などを計画的に実施するなど、特色ある取り組みが見られる。



知ってください国保のこと

保険税を納めないとあなたや家族が困ります

一人ひとりの保険税は国保運営を支える貴重な財源の一部です。国保に加入した人は「医療給付を受ける権利」と同時に「保険税を支払う義務」があります。

保険税を納めないでいると、滞納分の保険税をあとでまとめて支払うことになったり、また病気やケガをしたときの医療費が全額自己負担になるなどの厳しい措置がとられ、結局困るのはあなたやご家族になります。このようなことになる前に必ず納期内にきちんと保険税を納めましょう。

介護保険のスタートにより平成12年度から滞納の措置が厳しくなりました。

保険税を滞納していると...?

* 滞納措置は次のように行われます。

督促をうけたり、延滞金が加算されたりする場合があります。

有効期間が短い「短期被保険者証」を交付する場合があります。

災害など特別な事情がないのに納期限から1年間経過しても滞納を続け、督促にも応じない場合、保険証を返していただき、かわりに「被保険者資格証明書」を交付します。

さらに納期限から1年6ヶ月間経過しても滞納を続けていると、国保の給付（療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など）の全部または一部を差し止めします。

それでもなお納めないでいると財産の差し押さえなどの滞納処分を行う場合があります。

「短期被保険者証」とは？

保険税を滞納している人に交付される有効期間の短い保険証です。

国保の給付を受けることはできますが、更新ごとに納付相談が行われ、保険税の納付を求められることとなります。



「被保険者資格証明書」とは？

1年間滞納が続いた場合に保険証のかわりに交付されるものです。

「被保険者資格証明書」は被保険者の資格があることを証明するだけで、保険証のような効力はありません。お医者さんにかかるときは、いったん全額自己負担となります。後日申請すれば、かかった医療費の7割（または8割）の払い戻しが受けられます。

保険税の完納が認められれば、保険証は再交付されます。

詳しくは、直島町役場 住民課 ☎892 - 2223) へお問い合わせください。
税務課 ☎892 - 2296)



この各「ト」に掲載を希望しない方は、届出の際に担当窓口でその旨お申し出ください。

地区	氏名	年齢	お祝い(敬称略)
向島	筒井 清太	89	
宮ノ浦	小郷 満	69	
本村	亀井 任男	77	
地区	氏名	年齢	お祝い(敬称略)
本村	安藤 寛人	1・10	栄祐仁
本村	大谷 ことあ	12・26	美章人
鷲ノ松	入船 力也	12・28	女速夫
地区	誕生日		お父さん お母さん

寄付のお礼
本村の亀井健二様より亡父亀井任男様の香典返しとして、直島町社会福祉協議会、本村長寿会、本村自治会、婦人会本村支部、直島町母子寡婦福祉会に対して金一封のご寄付がありました。

向島の筒井淳二様より亡父筒井清太様の香典返しとして、直島町社会福祉協議会、本村長寿会、婦人会本村支部、身体障害者直島町分会、直島女文楽、直島幼児学園、直島小学校、直島中学校に対して金一封のご寄付がありました。

たばこによる火災を防ごう

～出火原因の1位は「たばこ」(「放火」を除く)～

喫煙者の方へーたばこ火災防止のための注意点!

- たばこの投げ捨てをしない。
- 寝たばこは絶対にしない。
- 火のついたままのたばこを放置しない。
- 歩行中は喫煙しない。



さらに、万一のために次の点を心がけると安心です。

- 布団、シーツ等の寝具類やパジャマ等の衣類は防災品を使用しましょう。
- 必ず灰皿のある場所で扱い、その周りは常に整理整頓しておきましょう。
- 灰皿は、ふちが大きく深めのものを使用し、いつも水を入れておきましょう。
- たばこを捨てる際には、水をかけるなど火が完全に消えていることを確認しましょう。

住宅防火いのちを守る7つのポイント

建物火災による死者のうち8割以上が住宅火災によるもので、そのうち半数以上が65歳以上の高齢者です。住宅火災の予防のため、次の「3つの習慣・4つの対策」を心がけましょう。

- 3つの習慣**
- 寝たばこは、絶対やめる。
 - ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 4つの対策**
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅火災警報機を設置する。
 - 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
 - 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を備える。
 - お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

スポーツ通信 (敬称略)

ボクシング 第52回全日本社会人選手権大会

平成12年12月13日～17日 / 埼玉県大利根町文化体育館

バンタム級：準優勝：前田 隆一
フェザー級：3 位：金沢 茂

第1回中央ライオンズ旗争奪 四国選抜少年柔道川之江大会

平成13年1月21日(日) / 愛媛県川之江市民体育館

個人戦：1年生の部：ベスト8
石田 聖矢

讃岐路を激走 ～都市対抗源平駅伝～

平成13年2月18日(日)



直島町から直島中3年奥田貴彦君(宮ノ浦)が、郡選抜で香川Bチーム第3区(2.5キロ)に出場します。みなさん、応援してください。奥田君は、「調子がいい。悔いのないようがんばります。」と元気に答えていました。がんばってください。



わがまちのカレンダーは冷蔵庫にはって使っています
(篤) 松ノM.O.さん

表紙の写真いつも楽しみにしています。内容もいつもぎゅっしりしていて、すくく丁寧さが伝わってきます。これからも楽しみにしています。
(本 村 / F.K.さん)

オフトーク通信が2月1日にスタートしました。みなさんご意見ご感想をお寄せください。4チャンネルもいろいろと音楽番組を放送していますので聞いてくださいな。さて、今年の出初式は寒波到来の寒い1日になりました。
(担当者)

少年サッカー盛り上がりつつありますね。ことう企画をどんどん行って島全体が活気づいてほしいです。
(本 村 / Y.Y.さん)

表紙の写真で少年クラブの元気な顔を見ると嬉しです。野球とか柔道など少女ハレーとか順番にのせてくださいな。
(へ) キノM.N.さん

文教区 / Y.Y.さん

毎月楽しみに直島広報みてます。

このことが知りたくてすみずみまでおもうようになりました。カラーの表紙もいつもほのぼのしてうれしいです。
(本 村 / Y.Y.さん)

玉野市休日当番医 市外局番(0 8 6 3)

日	内 科	外 科	
2月 11	こやま医院 (八浜) 51-3333	東医院 (玉原) 31-7811	みやもと整形外科医院 (東紅陽台) 71-3030
12	長崎医院 (用吉) 71-4800	松田病院 (和田) 31-7821	池宗病院 (奥玉) 31-1331
18	河口医院 (宇野) 32-5144	市民病院小児科 (宇野) 31-2101	吉田整形外科医院 (長尾) 71-5128
25	のうの小児科医院 (田井) 33-9888	田川医院 (和田) 31-8345	宇野八丁目クリニック (宇野) 33-8080
3月 4	竹原内科医院 (迫間) 71-0101	大萩内科医院 (胸上) 41-1087	玉野三井病院 (玉) 31-4187

診察時間は、午前9時から午後5時まで
休日当番医は都合により変更することがあります。

問い合わせ先：玉野市医師会 ☎(0863)21-3953



本 村 山口愛子さんの作品

★★★★募集します★★★★

皆さんの応募をお待ちしています。

- わが家のスター
3月号は、3月生まれのお子さんです。
写真と両親からのメッセージを添えてください。
- 俳句・川柳コーナー
3月号のテーマは「春分の日」です。
- ミニギャラリー
得意な「絵」を描いて送ってみませんか? 「絵」ならなんでも結構です。

応募方法

官製はがき、または封筒に住所(地区)・氏名・年齢・電話番号をお書き添えのうえ次の宛先に2月20日(火) 当日消印有効 までご応募ください。

宛 先

〒761-3110 直島町1122-1
直島町役場総務課 「広報なおしま コーナー」

町の人口

2月1日現在(先月比)	
世帯数	1,488 (+ 2)
人口	3,699 (± 0)
男	1,807 (+ 3)
女	1,892 (- 3)
町の面積	14.22 km ²

直島町のホームページ

<http://www.town.naoshima.kagawa.jp>

電子メール

somu1@town.naoshima.kagawa.jp

チャレンジ! 広報クイズ

答えは、今月号の広報紙の中にあります。

オフトーク通信4CH“ 季節を演奏するBGM ”はいつ放送?

- A 2月20日 B 3月6日 C 2月28日

今年の出初式町長功労章は何人?

- A 1人 B 5人 C 3人

春季全国火災予防運動は3月1日からいつまで?

- A 7日 B 31日 C 17日

【応募方法】

はがきに答えの記号(例 - A)、住所(地区)、氏名、年齢、広報についてご意見、要望などを書き添えて応募してください。

全問正解者の中から、抽選で5名の方に500円の図書券をプレゼントします。応募は一世帯一週に限ります。

締切り / 2月20日(火) 当日消印有効)

宛 先 / 〒761-3110 直島町1122-1 直島町役場総務課

「広報クイズ」係

【1月号の当選者】(1月号の答えは A・B・Aでした。)

応募総数11通

(順不同・敬称略)

山口 凌佐(宮 社)・安田裕紀子(本 村)・河西 文子(本 村)

大西めぐみ(鷲ノ松)・平井 由香(本 村)